

協会だより

東京都風俗環境浄化協会

No. 118

平成30年2月1日

管理者講習会(3月~6月)

残寒の候、都内にある湯島天神の梅も咲きほこりび、間もなく“桜の便り”が届く季節となりました。さて、本年3月から6月までの間に風俗営業所管理者講習会は、次の通りに実施されます。この講習は法律に定められたもので、営業所の管理者として選任された日からおおむね3年に1回受講することが義務づけられております。営業者の皆様は、東京都公安委員会から「管理者講習通知」を受けたときには、必ず管理者を受講させなくてはなりません。しかし、病気その他やむを得ない理由により管理者を受講させることができない場合は、当該講習実施予定日の10日前までに、同公安委員会に受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければなりません。

詳しくは最寄りの警察署生活安全課の担当者までお問い合わせ下さい。なお、正当な理由がなく受講させなかった場合には、行政処分の対象ともなります。

| 月 | 日・曜日 | 業種 | 会場 | 警察署 |
|----|--------|--------------------|---------------------------------|--|
| 3月 | 8日(木) | 接待飲食等営業 | としま産業振興プラザ 6階 (愛称IKE・Biz) | 富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、日白、大塚、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所 |
| | 13日(火) | 接待飲食等営業 | サンパール荒川 | 上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、竹の塚、綾瀬、深川、城東、向島、龟有、葛飾警察署管内の営業所 |
| | 19日(月) | 特遊飲営業 | 日本橋社会教育会館 8階 | 築地、麻布、渋谷、新宿、池袋、本富士、上野、小岩、本郷、府中、町田警察署管内の営業所 |
| | 22日(木) | ぱちんこ営業 | としま産業振興プラザ 6階 (愛称IKE・Biz) | 牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪、富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、日白、上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、昭島、立川、東大和、東村山、府中、小金井、田無、小平、東村山、武藏野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所 |
| | 29日(木) | 接待飲食等営業 | たましんRISURU ホール | 昭島、立川、東大和、東村山、府中、小金井、田無、小平、東村山、武藏野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所 |
| 4月 | 10日(火) | 接待飲食等・遊技場営業 | 大島警察署対策室 | 大島警察署管内の営業所 |
| | 11日(水) | 接待飲食等・遊技場営業 | 八丈島警察署講堂 | 八丈島警察署管内の営業所 |
| | 17日(火) | 接待飲食等・遊技場営業 | 新島警察署対策室 | 新島警察署管内の営業所 |
| | 18日(水) | 接待飲食等・遊技場営業 | 三宅島警察署講堂 | 三宅島警察署管内の営業所 |
| | 26日(木) | 接待飲食等営業 | 日本橋社会教育会館 8階 | 築地警察署管内の営業所 |
| 5月 | 10日(木) | 接待飲食等営業 | 日本橋社会教育会館 8階 | 築地警察署管内の営業所 |
| | 18日(金) | 接待飲食等営業 | 日本橋社会教育会館 8階 | 麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、月島、愛宕、三田、高輪、東京湾岸、品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港警察署管内の営業所 |
| | 31日(木) | 接待飲食等営業 | 麻布区民センター | 麻布、赤坂警察署管内の営業所 |
| 6月 | 7日(木) | 遊技場営業 (ぱちんこを除く) | 麻布区民センター | 麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、築地、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、東京湾岸警察署管内の営業所 |
| | 14日(木) | 遊技場営業 (ぱちんこを除く) | 大田区民ホール・アブリコ | 品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港警察署管内の営業所 |
| | 22日(金) | 接待飲食等営業 | 新宿文化センター3階 | 新宿警察署管内の営業所 |
| | 29日(金) | 接待飲食等営業 | 新宿文化センター3階 | 世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木、牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪警察署管内の営業所 |

繁華街における「悪質風俗営業店」の摘発！

行政書士を逮捕

平成二十九年十月、行政書士が、他人名義で許可を申請し取得したとして、無許可風俗営業違反の帮助で逮捕されました。発覚の端緒は、平成二十九年五月、歌舞伎町所在の飲食店経営者が、公安委員会の許可を受けないで、飲食客に対し酒類を提供するなどの接待をさせていたとして、無許可風俗営業違反で逮捕された際、この行政書士が、平成二十六年十二月に他人名義で公安委員会に風俗営業の許可を申請し、取得するなどして、無許可風俗営業を容易にし、帮助したことが明らかとなりました。

○ 常習客引き違反で六名を逮捕

平成二十九年八月から九月までの一ヶ月間に、違法な客引き行為を常習的に行っていた被疑者等六名が逮捕されました。上野二丁目及び湯島三丁目を通行中の者に対し、遊興飲食客となるようにつきまとつて誘い、もつて公共の場所において執拗に客引きをしていた被疑者らを風適法違反及び迷惑防止条例（常習）違反で逮捕したものです。

○ 立入り拒否違反で八名を逮捕

平成二十九年七月、時間外営業中の店舗に対する、警察官の行政立入りを拒んだとして八名が逮捕されました。被疑者は、店舗の出入り口ドアに施錠するなどして、警察官の店舗立入りを拒み不能ならしめたとして、立入り拒否違反で現行犯逮捕されたものです。

「風俗営業まめ知識」

- 所属長は、次に掲げる事由がある場合に、立入りを実施させるものとする。
 - ア 風俗関係法令違反により指導、警告を受けたものについて、その後の状況を査定する必要があるとき。
- 通常立入り
 - ① ○ 風俗営業所等立入規定には立入りの区分及び事由として第五条に、風俗営業所に対する立入りは、次により行うものとする。
 - イ 常習立入り
 - ウ 立入りの範囲は、風俗営業所等に限るものとし、これに属さない居室その他の場所に立ち入らないこと。
 - エ 立入りは、原則として、営業時間中に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、営業時間外においても行うことができる。
 - オ 職員として品位を保持するとともに、不用意な言動等により誤解を招かないよう注意すること。
 - カ 立入りは、犯罪検査のために認めら

| | |
|-----|---|
| 発行 | 平成三十一年一月一日 |
| 発行所 | 〒111-10003 東京都文京区春日一丁目五十一号 東京都防犯協会連合会分室 |
| 監修 | 公益財団法人東京防犯協会 |
| 監修 | 警視庁富坂庁舎内 |

◆ 風俗環境に関するご意見・苦情等について
風俗環境に関するご意見や苦情等のあるときは、遠慮なく電話又はお手紙でご連絡下さい。

- 各種申請書、届出書の用紙の入手方法について
 - ア 公安委員会に提出する風俗営業関係の各種申請書、届出書等の用紙については、インターネットの警視庁ホームページの「各種手続」
 - イ 営業所を管轄する警察署（保安係）のいずれかで、入手できますのでご利用下さい。
- 当協会発行の書籍について
 - ア 「風俗営業所等管理者の手引き」を販売しておりますのでご利用下さい。
 - イ 一冊 八〇〇円

れたものではないので、立入目的以外の事項に及ばないようになります。
キ 立入りを拒否された場合は、その理由を明らかにして、説得に努める等、慎重を期して無用の紛議を起さないこと。
となっています。